○法務省告示第四百一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月十九日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社豊興	岩手県下閉伊郡山田町豊間根第四地割十二番地	鉄筋施工

○法務省告示第四百二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月十九日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社大畑	静岡県榛原郡川根本町徳山千七百十番地	プラスチック成形

○法務省告示第四百三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十四年七月二十六日法務省告示第三百四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月十九日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表南武建設株式会社の項中「南武建設株式会社」を「南武株式会社」に改める。

○法務省告示第四百四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月十九日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表株式会社下仁田物産の項中「神奈川県海老名市柏ケ谷千八十四番地の一クリオかしわ台二百二号」を「神奈川県海老名市柏ケ谷千四十七番地一」を「神奈川県海老名市柏ケ谷千八十四番地の一クリオかしわ台二百二号」に改める。

○外務省告示第二百九十三号

平成二十七年七月二十七日及び十二月七日にジャカルタで、外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する口上書の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。平成二十八年六月二十日、インドネシア側国内手続の完了に関する同国政府からの通告を受領したことから、前記平成二十七年七月二十七日付けの日本側口上書にいう措置は、平成二十八年七月二十日から実施される。なお、前記平成二十七年十二月七日付けのインドネシア側口上書にいう同国の査証免除措置は、平成二十八年三月十日に公布された同国大統領令により、同月下旬から実施されている。

平成二十八年七月十九日

外務大臣　岸田　文雄

（在インドネシア共和国日本国大使館からインドネシア共和国外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.577（A）

口上書

在インドネシア共和国日本国大使館は、インドネシア共和国外務省に敬意を表するとともに、日本国政府が、外交又は公用旅券所持者に対する外交又は公用査証の要件の免除に関し、次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1 (1)　インドネシア共和国の国民であって、インドネシア共和国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持しインドネシア共和国政府の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で日本国に入国することを希望するものの及びそのような旅券を所持し当該インドネシア共和国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、継続して三十日を超えない期間について、査証を取得することなく日本国に入国することができる。

(2)　(1)にいうインドネシア共和国の国民及びその家族の構成員が、継続して三十日を超える期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望する場合、入国する前に査証を取得することを要求される。

2 (1)　インドネシア共和国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持するインドネシア共和国の国民であって、1(1)にいう目的以外の目的で継続して三十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく日本国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国に入国することを希望するインドネシア共和国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、日本国に入国するインドネシア共和国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関する日本国の法令に服することを免除するものではない。

4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにインドネシア共和国政府に通告される。

5　日本国政府は、好ましくないと認めるインドネシア共和国の国民に対し、その理由を示すことなく日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　日本国政府は、インドネシア共和国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

7　前記の諸措置は、在インドネシア共和国日本国大使館がインドネシア政府の内部手続が完了した旨を通告するインドネシア共和国外務省からの外交上の公文を受領した日の後三十日目の日に開始される。

在インドネシア共和国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてインドネシア共和国外務省に向かって敬意を表する。

二千十五年七月二十七日にジャカルタで

（インドネシア共和国外務省から在インドネシア共和国日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.D／03778／12／2015／63

口上書

インドネシア共和国外務省は、在インドネシア共和国日本国大使館に敬意を表するとともに、同大使館の二千十五年七月二十七日付け口上書第五七七（A）号及び同年十二月七日に同外務省の職員と同大使館の職員との間で行われた協議に関し、インドネシア共和国政府が、外交又は公用旅券所持者に対する外交又は公用査証の要件の免除に関する次の措置を決定したことを同大使館に通報する光栄を有する。

1 (1)　日本国の国民であって、日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持し日本国政府の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的でインドネシア共和国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該日本国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、継続して三十日を超えない期間について、外交又は公用査証を取得することなくインドネシア共和国に入国することができる。

(2)　(1)にいう日本国の国民及びその家族の構成員が、継続して三十日を超える期間滞在する意図をもってインドネシア共和国に入国することを希望する場合、入国する前に査証を取得することを要求される。

2 (1)　日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持する日本国の国民であって、1(1)にいう目的以外の目的で継続して三十日を超えない期間滞在する意図をもってインドネシア共和国に入国することを希望するものは、査証を取得することなくインドネシア共和国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもってインドネシア共和国に入国することを希望する日本国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、インドネシア共和国に入国する日本国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関するインドネシア共和国の法令に服することを免除するものではない。